

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【会社名】	日本アジア投資株式会社
【英訳名】	Japan Asia Investment Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 細窪 政
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本アジア投資株式会社西日本オフィス (大阪市北区大深町3番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役細窪政及び最高財務責任者常務取締役下村哲朗は、当社の第33期第2四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。